

# 綾 部 市 公 報

番 号 第 6 8 0 号  
発行日 平成 3 1 年 2 月 1 日  
発行所 綾 部 市 役 所

## 目 次

### ○規 則

- 綾部市国民健康保険条例施行規則の一部改正  
(市民・国保課)・・・1

### ○告 示

- 綾部市公共下水道供用開始告示  
(下水道課)・・・7
- 綾部市未熟児養育医療給付要綱の一部改正  
(民生児童課)・・・9
- 綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱の一部改正  
(高齢者支援課)・・・13
- 市道区域変更告示  
(建設課)・・・18
- 市道供用開始告示  
(建設課)・・・19
- 市道供用開始告示  
(建設課)・・・20
- 市道区域変更告示  
(建設課)・・・21
- 市道供用開始告示  
(建設課)・・・22
- 綾部市すこやか住まい改修事業補助金交付要綱の一部改正  
(高齢者支援課)・・・23
- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示  
(市民・国保課)・・・24
- 地縁団体変更告示(安場町自治会)  
(市民協働課)・・・25

- 綾部市し尿くみ取券売りさばき業務委託解約告示  
(環境保全課)・・・26

### ○公 告

- 所有者の判明しない動物の収容について  
(保健推進課)・・・27
- 公有財産売り払いの一般競争入札について  
(上水道課)・・・28

### ○教育委員会告示

- 平成30年第13回綾部市教育委員会招集告示  
・・・29

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月10日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第1号

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年3月29日規則第15号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の2項を加える。

- 2 高額療養費（外来年間合算）の支給及び自己負担額証明書の交付を受けようとする者は、高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第15号の2）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、事実を審査して高額療養費（外来年間合算）自己負担額証明書（様式第15号の3）を交付するものとする。

第29条第2項中「高額介護合算療養費等支給（不支給）決定通知書（様式第23号の2）」の次に「及び高額療養費（外来年間合算）支給（不支給）決定通知書（様式第23号の3）」を加える。

様式第15号の次に次の2様式を加える。

国民健康保険 高額療養費 (外来年間合算) 支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

(保険者記入欄)

支給申請書整理番号

申請対象年度	年度	計算期間の始期及び終期	年 月 日から	年 月 日まで		枚中	枚目
--------	----	-------------	---------	---------	--	----	----

フリガナ	対象者区分		保険者名		加入期間		添付の自己負担額証明書整理番号									
申請者氏名			保険者加入歴	1	年 月 日から 年 月 日まで											
生年月日	年 月 日生	性別		2	年 月 日から 年 月 日まで											
記号・番号	個人番号			加入期間における受診歴		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
加入期間	年 月 日から 年 月 日まで		計算期間の末日において加入する医療保険者の名称													
支給方法	振込口座 記入欄	銀行	金融機関コード	本店	店舗コード	種目	口座番号			フリガナ						
1. 窓口払い 2. 口座振込		信用金庫 信用組合		支店 出張所		1. 普通預金 2. 当座預金 9. その他				口座名義人						

フリガナ	対象者区分		保険者名		加入期間		添付の自己負担額証明書整理番号									
世帯員氏名			保険者加入歴	1	年 月 日から 年 月 日まで											
記号・番号	個人番号			2	年 月 日から 年 月 日まで											
生年月日	年 月 日生	性別		加入期間における受診歴		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
加入期間	年 月 日から 年 月 日まで															

フリガナ	対象者区分		保険者名		加入期間		添付の自己負担額証明書整理番号									
世帯員氏名			保険者加入歴	1	年 月 日から 年 月 日まで											
記号・番号	個人番号			2	年 月 日から 年 月 日まで											
生年月日	年 月 日生	性別		加入期間における受診歴		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
加入期間	年 月 日から 年 月 日まで															

備考																
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請年月日 年 月 日															
① 外来年間合算の支給を申請します。										郵便番号					
② 自己負担額証明書の交付を申請します。										住所					
※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んで下さい。										申請者氏名					
外来年間合算の支給申請のみを行う場合、①のみを丸で囲んで下さい。										電話番号					

規則

様式第15号の3 (第23条関係)

	枚中		枚目
--	----	--	----

様
---

国民健康保険 高額療養費 (外来年間合算) 自己負担額証明書

下記のとおり証明いたします。

フリガナ						
申請者氏名						
生 年 月 日					性 別	
自己負担額証明書整理番号						
保 険 者 番 号			証 明 対 象 年 度			
被 保 険 者 証 記 号			被 保 険 者 証 番 号			
対 象 と な る 計 算 期 間			年 月 日	～	年 月 日	
計算期間において世帯主 (組合員) であった期間			年 月 日	～	年 月 日	
診 療 年 月	氏名 :		氏名 :		氏名 :	
	記号・番号:		記号・番号:		記号・番号:	
	自己負担額	摘要	自己負担額	摘要	自己負担額	摘要
年 8月分						
9月分						
10月分						
11月分						
12月分						
年 1月分						
2月分						
3月分						
4月分						
5月分						
6月分						
7月分						
計						

年 月 日

〒

綾部市長



(問い合わせ先)

様式第 23 号の 2 の次に次の 1 様式を加える。

様式第23号の3 (第29条関係)

様
---

国民健康保険 高額療養費 (外来年間合算) 支給 (不支給) 決定通知書

先に申請のありました高額療養費 (外来年間合算) 支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者証記号		被保険者 (証) 番号	
--------	--	---------	--	-------------	--

計算対象期間	年 月 ~ 年 月				
申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日		
計算対象期間中の自己負担額の合計額	円	支給額	円		
給付の種類					
不支給の理由					
備考					

支 払 方 法					
窓 口 払			口 座 払		
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>この通知書</li> <li>被保険者証</li> <li>申請書に使用した印鑑</li> </ul>		振込先	金融機関	
	支払場所			口座種目	
支払期間				口座番号	
				口座名義人	

〒	綾部市長 
---	--

問い合わせ先
--------

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都府国民健康保険審査会に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として (訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 25 号中「平成」を削る。

様式第 39 号中「明・大  
昭・平」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第1号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

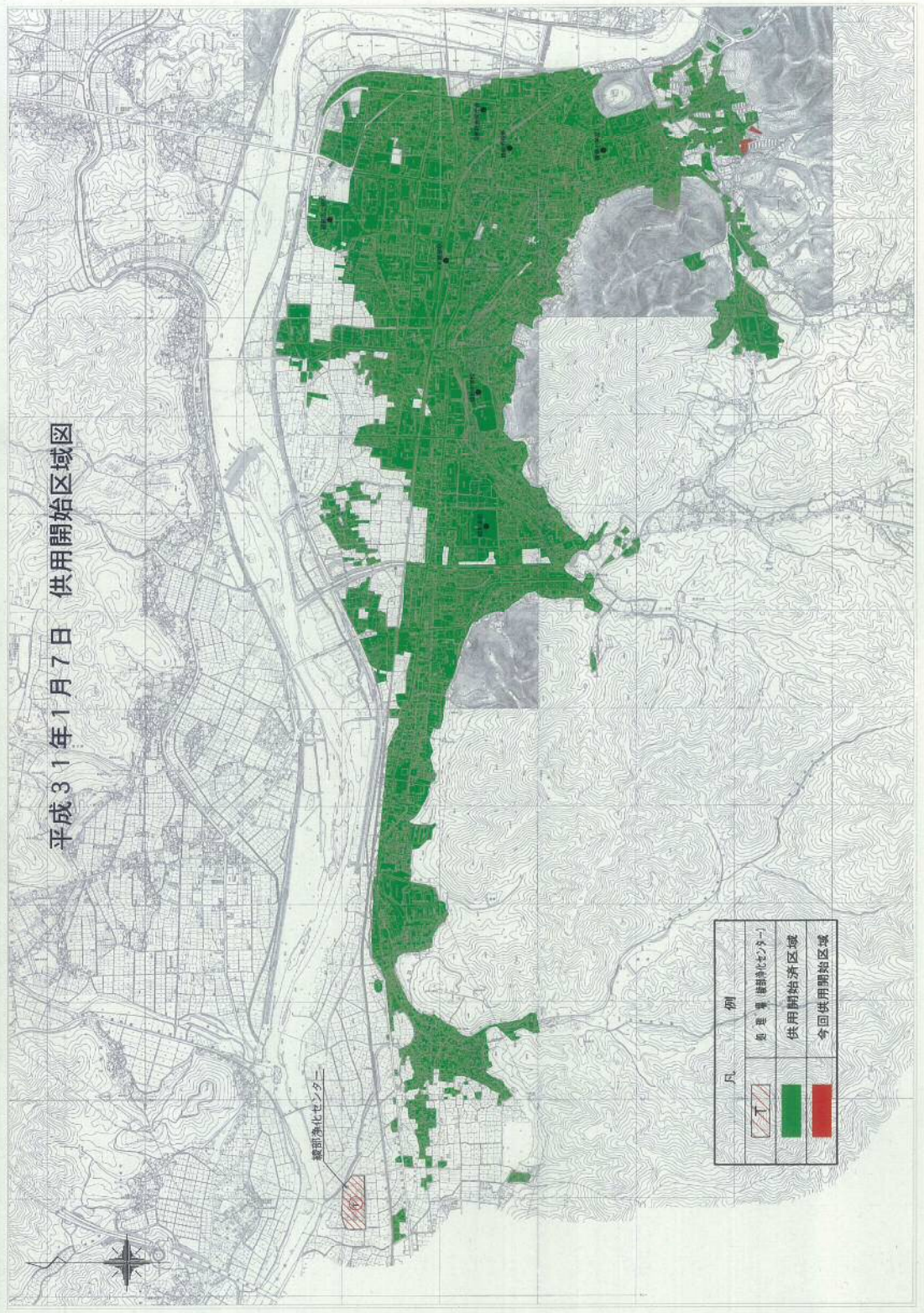
平成31年 1月 7日

綾部市長 山 崎 善 也

- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| 1 供用を開始すべき年月日                | 平成31年 1月 7日 |
| 2 下水を排除すべき区域                 | 寺町の一部       |
| 3 供用を開始しようとする排水施設の位置         | 寺町の一部       |
| 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 | 分流式         |
| 5 下水の処理を開始すべき年月日             | 平成31年 1月 7日 |
| 6 下水を処理すべき区域                 | 寺町の一部       |
| 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称 |             |
| (1) 位置                       | 高津町横枕8番地    |
| (2) 名称                       | 綾部浄化センター    |



平成31年1月7日 供用開始区域図



綾部市告示第 2 号

綾部市未熟児養育医療給付要綱（平成 25 年綾部市告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 1 月 10 日

綾部市長 山崎 善也

別表中

「

	(6) B 階層に属する世帯のうち、保護者の申請に基づき特に困窮していると市長が認めた世帯については、A 階層に属する世帯と同様の取扱いとする。	
--	--	--

を

」

「

	(6) B 階層に属する世帯のうち、保護者の申請に基づき特に困窮していると市長が認めた世帯については、A 階層に属する世帯と同様の取扱いとする。 (7) 次のアからウまでのいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第 313 条第 1 項に規定する所得の合計額。1 月から 6 月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第 295 条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。 また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1 の (2) のウにおける所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、ア又はウに該当する場合にあつては 26 万円を、イに該当する場合にあつては 30 万円を控除するものとし、1 の (2) のエにおける所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、ア又はウに該当する場合にあつては 27 万円を、イに該当する場合にあつては 35 万円を控除するものとする。 ア 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第 86 条第 1 項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子	
--	--	--

に

(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの(イに掲げる者を除く。)

イ アに掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

ウ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

なお、上記のアからウまでのいずれかに該当する者は、その旨を記載した申請書(様式第12号)を提出するものとする。

改める。

様式第11号の次に次の1様式を加える。



様式第 1 2 号

年 月 日

養育医療給付事業寡婦（夫）みなし適用申請書

綾 部 市 長 様

申請者氏名： ㊟  
 子 の 名 前：  
 住 所：

私は、養育医療給付事業利用にあたり、当該事業の費用負担の算定に関して、寡婦又は寡夫のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて申請致します。

【寡婦又は寡夫とみなされる者として該当する番号をチェックしてください】

- ① 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有するもの
- ② ①に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- ③ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

（注1）「前年の所得」とは、地方税法第313条第1項に規定する所得（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額）の合計額となります。また、本事業の利用日が1月から6月の場合は、前々年の所得となります。

（注2）「基礎控除額」とは、所得税法第86条第1項の規定により控除される額（38万円）となります。

【添付書類】

- (1) 申請者・子の戸籍全部事項証明書
- (2) その他市長が必要と認めるもの

【注意事項】（申請にあたっては、下記の内容について同意の上申請を行ってください。）

- ・市長が必要と認めた範囲において、児童扶養手当の支給に関する情報や申請者及び対象となる子の課税状況等の寡婦（夫）とみなすために必要な情報を関係部署に照会又は情報提供する場合があります。
- ・また、本事業利用後において、申請内容に虚偽があった場合は、寡婦（夫）みなし適用を取り消し、当該申請に基づき適用された利用料の減額分について全額返還いただくこととなります。

附 則

この告示は、平成31年1月10日から施行し、改正後の綾部市未熟児養育医療給付要綱の規定は、平成30年7月1日から適用する。

綾部市告示第 3 号

綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱（平成 28 年綾部市告示第 21 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 1 月 10 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表の 1 の表中「定款、寄付行為等及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書」に、

「

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 当該申請に係る資産の状況</li> <li>⑧ 訪問介護相当サービスに係る第 1 号事業支給費の請求に関する事項</li> <li>⑨ 法第 115 条の 45 の 5 第 2 項に該当しない旨の誓約書</li> <li>⑩ 役員の氏名等</li> </ul>	を
--	---	---

」

「

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 訪問介護相当サービスに係る第 1 号事業支給費の請求に関する事項</li> <li>⑧ 法第 115 条の 45 の 5 第 2 項に該当しない旨の誓約書</li> </ul>	に
--	---	---

」

改め、別表の 2 の表中「定款、寄付行為等及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書」に、

「

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 当該申請に係る資産の状況</li> <li>⑧ 訪問型サービス A に係る第 1 号事業支給費の請求に関する事項</li> <li>⑨ 法第 115 条の 45 の 5 第 2 項に該当しない旨の誓約書</li> <li>⑩ 役員の氏名等</li> </ul>	を
--	---	---

」

「

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 訪問型サービス A に係る第 1 号事業支給費の請求に関する事項</li> <li>⑧ 法第 115 条の 45 の 5 第 2 項に該当しない旨の誓約書</li> </ul>	に
--	---	---

」

改め、別表の 3 の表中「定款、寄付行為等及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書」に、

「

	⑦ 当該申請に係る資産の状況 ⑧ 通所介護相当サービスに係る第 1 号事業支給費の請求に関する事項 ⑨ 法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 2 項に該当しない旨の誓約書 ⑩ 役員の氏名等	を
--	--	---

」

「

	⑦ 通所介護相当サービスに係る第 1 号事業支給費の請求に関する事項 ⑧ 法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 2 項に該当しない旨の誓約書	に
--	--	---

」

改め、別表の 4 の表中「定款、寄付行為等及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書」に、

「

	⑦ 当該申請に係る資産の状況 ⑧ 通所型サービス A に係る第 1 号事業支給費の請求に関する事項 ⑨ 法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 2 項に該当しない旨の誓約書 ⑩ 役員の氏名等	を
--	--	---

」

「

	⑦ 通所型サービス A に係る第 1 号事業支給費の請求に関する事項 ⑧ 法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 2 項に該当しない旨の誓約書	に
--	--	---

」

改める。

付表 1 中

「

事	フリガナ	
	名 称	

業 所	所在地	(郵便番号      -      )			
	連絡先	電話番号		F A X 番号	
当該事業の実施について定めてある 定款、寄附行為等の条文		第      条第      項第      号			

を

「

事 業 所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号      -      )			
	連絡先	電話番号		F A X 番号	

に

改める。

付表 2 中

「

事 業 所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号      -      )			
	連絡先	電話番号		F A X 番号	
当該事業の実施について定めてある 定款、寄附行為等の条文		第      条第      項第      号			

を

「

事 業 所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号      -      )			
	連絡先	電話番号		F A X 番号	

に

改める。

付表 3 中

「



事業所	フリガナ				
	名 称				
	所 在 地	(郵便番号 - )			
	連 絡 先	電話番号		F A X 番号	
当該事業の実施について定めてある 定款、寄附行為等の条文		第 条第 項第 号			

を

事業所	フリガナ				
	名 称				
	所 在 地	(郵便番号 - )			
	連 絡 先	電話番号		F A X 番号	

に

改める。

付表 4 中

事業所	フリガナ				
	名 称				
	所 在 地	(郵便番号 - )			
	連 絡 先	電話番号		F A X 番号	
当該事業の実施について定めてある 定款、寄附行為等の条文		第 条第 項第 号			

を

事業所	フリガナ				
	名 称				
	所 在 地	(郵便番号 - )			
	連 絡 先	電話番号		F A X 番号	

に

改める。

様式第 2 号中「定款、寄付行為等及びその登記事項証明書」を「登記事項証明書」に、

告 示

1 1	役員の氏名及び住所	
1 2	その他	

を

」

「

1 1	その他	
-----	-----	--

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成31年1月10日から施行する。

綾部市告示第 4 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成 31 年 1 月 16 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成 31 年 1 月 16 日から平成 31 年 1 月 30 日まで  
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
0473	宮ノ上線	味方町中ノ坪5番10 味方町中ノ坪64番5	29.68	前	最大 5.12 最小 5.06
				後	最大 7.46 最小 6.34

綾部市告示第5号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成31年1月16日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成31年1月16日

綾部市長 山崎善也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成31年1月16日から平成31年1月30日まで  
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
0473	宮ノ上線	味方町中ノ坪5番10	味方町中ノ坪64番5

綾部市告示第6号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成31年1月25日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成31年1月25日

綾部市長 山崎善也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成31年1月25日から平成31年2月8日まで  
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路線名	区 間	
0053	上延岡線	上延町八反37番2	上延町八反36番1

綾部市告示第7号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成31年1月25日

綾部市長 山崎善也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成31年1月25日から平成31年2月8日まで  
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路線名	区 間	延長 (メートル)	変更	敷地の幅員 (メートル)
0053	上延岡線	上延町八反42番7 上延町八反109番3	10.57	前	最大 4.14 最小 4.13
				後	最大 5.70 最小 5.60

綾部市告示第 8 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、平成 31 年 1 月 25 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成 31 年 1 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成 31 年 1 月 25 日から平成 31 年 2 月 8 日まで  
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
0053	上 延 岡 線	上延町八反 4 2 番 7	上延町八反 1 0 9 番 3

綾部市告示第 9 号

綾部市すこやか住まい改修事業補助金交付要綱（平成 4 年綾部市告示第 17 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 1 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条中「市町村民税所得割」の次に「の額（世帯構成員が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、世帯構成員が指定都市以外に住所を有するものとみなして算定した額）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する市町村民税所得割の額の計算において、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）第 1 条第 2 号に規定する母又は同政令第 2 条第 2 号に規定する父に該当するときは、その者の申請により地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第 3 項に規定する寡婦控除を準用して所得割額の再計算を行うものとする。

附 則

この告示は、平成 31 年 1 月 25 日から施行し、改正後の綾部市すこやか住まい改修事業補助金交付要綱の規定は、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。



綾部市告示第 10 号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

平成31年 1月29日

綾部市長 山崎善也



証交付年月日	証記号・番号	生年月日
平成30年 4月 1日	綾0406-15014	昭和25年 9月29日
平成30年 4月 1日	綾0705-15006	昭和24年11月13日
平成30年 4月 2日	綾0835-41029	昭和44年 9月27日
平成30年 4月 1日	綾0839-71010	昭和23年 5月29日
平成30年 4月 1日	綾0903-41016	昭和28年 3月23日
平成30年 5月 7日	綾0905-32024	昭和27年 1月 5日
平成30年 9月 3日	綾1010-15021	昭和40年 6月16日
平成30年 4月 1日	綾1208-13001	平成23年12月 5日

綾部市告示第11号

地縁による団体「安場町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成31年1月30日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及び内容

代表者を 綾部市安場町西ノ段6番地 加藤 節 郎 に変更する。

事務所を 綾部市安場町西ノ段6番地 に変更する。

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第12号

綾部市し尿くみ取券売りさばき業務の委託を解約したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

平成31年2月1日

綾部市長 山崎善也

1 売りさばき人

氏 名	住 所
佐々木 弥生	綾部市寺町門田25番地の1

2 解約日 平成31年1月31日

綾部市公告第2号

狂犬病予防法第6条第1項の規定により、所有者の判明しない動物の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 平成31年1月17日
- 2 捕獲場所 綾部市武吉町
- 3 動物種 犬
- 4 毛 色 黒茶
- 5 性 別 雄

(注意) 公告期間満了の日の翌日(平成31年1月23日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第3号

公有財産を売り払うための一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月30日

綾部市長 山崎善也

記

1 入札に付する物件及び予定価格

物件 番号	所在地	地目	登記面積	実測面積	用途地域	予定価格
1	綾部市並松町上番取 8番地1	宅地	652.78 m <sup>2</sup>	652.78 m <sup>2</sup>	第1種住居地域	12,402,820 円

2 入札参加者の資格等

別紙の市有地売却実施要領（公告第3号）に定めるとおり。

綾部市教育委員会告示第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、平成30年第13回（1月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

平成31年1月18日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 平成31年1月21日（月）午前10時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 事務連絡
  - ・各課からの連絡事項